



第140回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2021年6月25日(金)
午前10時

場 所 名古屋市西区則武新町三丁目 1 番36号
本社

決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、書面またはインターネット等による議決権の事前行使をご活用いただき、株主総会へのご来場につきましては、慎重にご検討のうえ、ご判断くださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネット等による
議決権行使期限
2021年6月24日(木)
午後5時15分まで

株式会社
ノリタケカンパニーリミテド

証券コード：5331

Contents

目 次

■ 株主の皆様へ	2
■ 招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	7
第1号議案 取締役6名選任の件	
第2号議案 監査役2名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
(添付書類)	
■ 事業報告	19
1 企業集団の現況に関する事項	19
2 会社の株式に関する事項	30
3 会社役員に関する事項	31
4 会計監査人の状況	39
5 会社の体制及び方針	40
■ 連結計算書類	47
■ 計算書類	49
■ 監査報告書	51
■ 株主メモ	57
■ トピックス	59



代表取締役社長

加 藤 博

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

株主の皆様には、平素より当社をご支援いただきまして、心より厚く御礼申し上げます。当社の第140回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当期は世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内はもとより、国境を越えた人や物の移動が制限され、その結果、世界経済は歴史的な低迷に陥りました。また、新型コロナウイルス感染症ばかりではなく、自然災害や気候変動によるリスク、通商問題をめぐる動向など当社グループを取り巻く経営環境も変化してきております。

こうした事業環境の変化に対応するため、第11次中期経営計画で策定した「成長性と収益性の向上」、「設備や技術開発への投資の加速」、「ESG（環境、社会、企業統治）への取り組み」の3つの経営課題に対する基本戦略の実現に向け、グループ一丸となりスピード感を持って取り組み、力強い会社として成長軌道に乗せていく所存です。株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

名古屋市西区則武新町三丁目1番36号
株式会社

ノリタケカンパニー リミテド
代表取締役社長 加 藤 博

第140回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、当社第140回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年6月24日（木曜日）午後5時15分までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日(金曜日)午前10時
2. 場 所 名古屋市西区則武新町三丁目1番36号 本社
3. 目的事項

報告事項

1. 第140期（自 2020年4月1日
至 2021年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第140期（自 2020年4月1日
至 2021年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際し提供すべき書面のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会における感染症予防対応と議決権行使のお願い

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、書面またはインターネット等による議決権の事前行使をご活用いただき、株主総会へのご来場につきましては、慎重にご検討のうえ、ご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ・ ご出席される株主様はマスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 受付において、アルコール消毒液による手指消毒、検温の実施にご協力をお願い申し上げます。なお、体調不良とお見受けしましたときには、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・ 株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布は、取り止めさせていただいております。
- ・ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイトアドレス <https://www.noritake.co.jp/>

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

■ 書面により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時15分必着

■ インターネット等により議決権を行使される場合



後記（6頁）のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時15分まで

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)



0120-173-027

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2021年6月24日(木)
午後5時15分まで

QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。
※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る



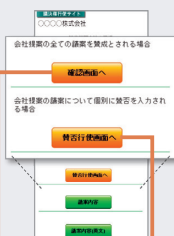
議決権行使書副票 (右側)

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



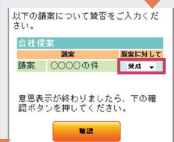
2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択。



画面の案内に従って行使完了です。

二回目以降のログインの際は…

右に記載のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

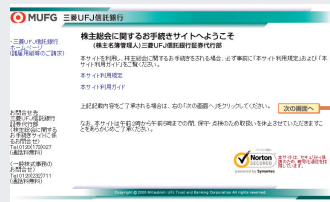
議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

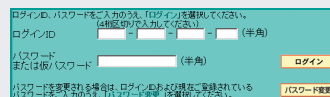


1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



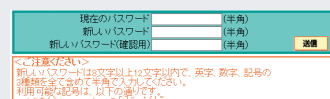
「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の副票 (右側)に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員6名任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の透明性を高めるため、6名のうち2名は社外取締役候補者としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	お ぐら 小 倉 忠 ただし 再 任	代表取締役会長	13/13回 (100%)
2	か とう 加 藤 ひろし 博 再 任	代表取締役社長 執行役員	13/13回 (100%)
3	ひがし やま 東 山 あきら 明 再 任	取締役 専務執行役員 工業機材事業本部長	13/13回 (100%)
4	ふ ま ゆう こ 夫 馬 裕 子 再 任	取締役 執行役員 経営管理本部長	13/13回 (100%)
5	とも ぞえ まさ なお 友 添 雅 直 再 任 社 外 独 立	社外取締役	13/13回 (100%)
6	やま もと りょう いち 山 本 良 一 新 任 社 外 独 立		—/—回 (—%)

社 外 … 社外取締役候補者

独 立 … 株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員の候補者

候補者番号

1

おぐら 小倉 忠

再任



1951年1月7日生（満70歳）

■ 所有する当社株式の数	9,600株
■ 取締役在任年数	16年
■ 取締役会出席状況	13/13回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	当社入社
2005年6月	当社取締役
2008年4月	当社取締役 常務執行役員
2010年6月	当社取締役 専務執行役員
2011年6月	当社取締役副社長 執行役員
2012年4月	当社代表取締役副社長 執行役員
2013年6月	当社代表取締役社長 執行役員
2018年6月	当社代表取締役会長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

小倉忠氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス

候補者番号

2

かとう ひろし
加 藤 博

再 任



1957年1月29日生（満64歳）

■ 所有する当社株式の数	6,300株
■ 取締役在任年数	10年
■ 取締役会出席状況	13/13回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社
2011年6月	当社取締役 執行役員
2014年6月	当社取締役 常務執行役員
2017年6月	当社代表取締役副社長 執行役員
2018年6月	当社代表取締役社長 執行役員（現任）

■ 取締役候補者とした理由

加藤博氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

ひがし やま
東 山

あきら
明

再 任



1960年6月17日生（満60歳）

■ 所有する当社株式の数	1,684株
■ 取締役在任年数	3年
■ 取締役会出席状況	13/13回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社
2014年6月	当社執行役員 エンジニアリング事業部長
2017年6月	当社常務執行役員 エンジニアリング事業部長
2018年6月	当社取締役 常務執行役員 エンジニアリング事業部長
2019年4月	当社取締役 常務執行役員 工業機材事業本部 副本部長
2019年6月	当社取締役 専務執行役員 工業機材事業本部 副本部長、営業本部長
2020年4月	当社取締役 専務執行役員 工業機材事業本部長、営業本部長
2021年4月	当社取締役 専務執行役員 工業機材事業本部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

東山明氏は、当社でエンジニアリング事業並びに工業機材事業の経営に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

夫 馬 裕 子

再 任



1963年9月12日生（満57歳）

■ 所有する当社株式の数	0株
■ 取締役在任年数	2年
■ 取締役会出席状況	13/13回(100%)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社
2015年2月	当社経営企画室長、再開発企画室長
2017年4月	当社経営管理本部 経営企画室長
2018年6月	当社執行役員 経営管理本部 副本部長、経営企画室長
2019年4月	当社執行役員 経営管理本部長、経営企画室長
2019年6月	当社取締役 執行役員 経営管理本部長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

夫馬裕子氏は、当社で経営管理に携わっており、豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

とも ぞえ まさ なお
友 添 雅 直

再任 社外 独立

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス



1954年3月25日生（満67歳）

■ 所有する当社株式の数	0株
■ 社外取締役在任年数	2年
■ 取締役会出席状況	13/13回（100％）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	トヨタ自動車販売株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社
2005年6月	トヨタ自動車株式会社常務役員
2011年4月	同社専務役員 トヨタモーターノースアメリカ株式会社上級副社長
2012年6月	株式会社トヨタモーターセールス＆マーケティング代表取締役社長
2015年6月	中部国際空港株式会社代表取締役社長
2019年6月	同社相談役（2021年6月退任予定）
2019年6月	株式会社豊田自動織機社外監査役（現任）
2019年6月	ダイハツ工業株式会社社外監査役（現任）
2019年6月	当社社外取締役（現任）
2020年3月	ホシザキ株式会社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況） 株式会社豊田自動織機社外監査役、ダイハツ工業株式会社社外監査役、
ホシザキ株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

友添雅直氏は、トヨタ自動車株式会社及び中部国際空港株式会社において、長年にわたり経営者としての経験を有しております。企業経営に関する豊富な経験とグローバルな見識を活かし、取締役会の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言等、適切な役割を果たしていただき、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、指名・報酬委員会委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で積極的な意見を述べていただいております。

■ 独立性について

友添雅直氏は、当社の取引先であるトヨタ自動車株式会社の出身者ですが、当社の連結売上高に占める同社との年間取引金額は1％未満と僅少であることから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

候補者番号

6

やま もと りょう いち
山 本 良 一

新任 社外 独立



1951年3月27日生（満70歳）

■ 所有する当社株式の数	0株
■ 社外取締役在任年数	一年
■ 取締役会出席状況	—/—回（—％）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月	株式会社大丸（現 株式会社大丸松坂屋百貨店）入社
2003年5月	同社代表取締役社長兼最高執行責任者 兼グループ本社百貨店事業本部長
2007年9月	J. フロント リテイリング株式会社取締役 株式会社松坂屋（現 株式会社大丸松坂屋百貨店）取締役
2010年3月	株式会社大丸松坂屋百貨店代表取締役社長
2013年4月	J. フロント リテイリング株式会社代表取締役社長
2017年5月	同社取締役兼代表執行役社長
2020年5月	同社取締役取締役会議長（現任）

（重要な兼職の状況） J. フロント リテイリング株式会社取締役取締役会議長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

山本良一氏は、株式会社大丸松坂屋百貨店及びJ.フロント リテイリング株式会社において、長年にわたり経営者としての経験を有しております。企業経営に関する豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言等、適切な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

■ 独立性について

山本良一氏は、当社の取引先である株式会社大丸松坂屋百貨店の出身者ですが、当社の連結売上高に占める同社との年間取引金額は、1％未満と僅少であります。また、同氏が取締役取締役会議長を務められているJ. フロント リテイリング株式会社と当社との間において、取引は無いことから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は友添雅直氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
3. 当社は山本良一氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 白石直之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査役 村田隆一氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

よし だ かず まさ
吉 田 和 正

新任



1964年2月18日生（満57歳）

■ 所有する当社株式の数 2,100株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2016年4月 当社工業機材事業本部 品質保証部長
2017年4月 日本レザボン株式会社 品質本部長兼技術本部長
2017年6月 同社取締役
2019年6月 当社執行役員待遇 工業機材事業本部 技術本部長
2021年4月 当社執行役員待遇 経営管理本部 秘書室付（現任）

■ 監査役候補者とした理由

吉田和正氏は、当社で工業機材事業の業務に従事し、また、子会社において経営にも携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者いたしました。

候補者番号

2

もり さき
森 崎

たかし
孝

新任 社外 独立

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

トピックス



1955年1月1日生（満66歳）

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年4月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2008年4月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）常務執行役員
2010年5月	同行常務執行役員アジア本部長
2012年5月	同行専務執行役員市場部門長
2012年6月	同行専務取締役市場部門長
2012年7月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員市場連結事業本部長
2014年5月	株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取
2016年6月	同行顧問
2016年9月	株式会社三菱総合研究所常勤顧問
2016年10月	同社副社長執行役員
2016年12月	同社代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）株式会社三菱総合研究所代表取締役社長

■ 社外監査役候補者とした理由

森崎孝氏は、長年にわたる金融機関における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待し、社外監査役候補者となりました。

■ 独立性について

森崎孝氏は、当社の取引先金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の出身者ですが、当社の同行からの借入金は僅少であり、同行が保有する当社株式の比率も3.9%程度であります。また、同氏が代表取締役を務められている株式会社三菱総合研究所と当社との間において、取引は無いことから、当社は同氏が一般株主との間に利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると判断し、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は森崎孝氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2017年6月29日開催の第136回定時株主総会において、補欠監査役に選任された北條政郎氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ほう じょう まさ お
北 條 政 郎

1951年10月25日生（満69歳）

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年4月 弁護士登録（名古屋弁護士会 現 愛知県弁護士会）鶴見法律事務所入所
1988年4月 北條法律事務所開設・所長（現任）
2002年4月 名古屋弁護士会（現 愛知県弁護士会）副会長

（重要な兼職の状況）北條法律事務所所長

■ 補欠社外監査役候補者とした理由

北條政郎氏は、弁護士としての専門知識、経験等を当社の監査に反映していただくことを期待し、補欠の社外監査役候補者といいたしました。なお、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

なお、当社は北條政郎氏に対してコンプライアンス委員会外部委員を委嘱しております。当社は北條政郎氏との間で委嘱契約に基づき、同氏に対して、過去2年間に委嘱料及び法律相談料を支払っており、今後も支払う予定があります。

■ 独立役員の届出について

北條政郎氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定です。

- （注）
1. 北條政郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 北條政郎氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。ただし、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、同氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

ノリタケグループの第140期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結会計年度の事業の概況につきましてご報告申し上げます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当期は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人や物の流れが抑制され、世界経済は大きな影響を受けました。徐々に経済活動が再開し、国内では設備投資や輸出に緩やかな回復の兆しも見られますが、コロナ禍の収束には至らず、先行き不透明な状況が続きました。

こうした経済環境の下、第11次中期経営計画の2年目である当期においては、従来の基本戦略に最優先事項として「選択と集中の加速」を加え、開発・製造から販売までを通して分析し、採算性の良い事業や商品群に経営資源を集中して、成長性と収益性を向上させるための事業体制の整備を推進しました。

①競争力のある新商品・新技術開発の促進

開発項目の選択と集中により開発スピードを高めております。特に、セラミック・マテリアル事業とエンジニアリング事業では、自動車の電動化や通信の高速化に伴い需要が増加している電子部品分野とリチウムイオン電池分野に向けた新商品開発と新用途開拓を進めております。

②海外生産拠点の増強と海外市場開拓の推進

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中国蘇州工場の増産やタイ工場の増設など、計画に遅延が生じております。新型コロナウイルス感染症と世界経済の動向を引き続き注視しながら、早期の計画実現を目指してまいります。

③国内販売体制、製造体制の再整備

工業機材事業において、営業効率の向上、物流コスト低減のため、営業拠点の統合・再編に取り組みました。また、セラミック・マテリアル事業では、国内工場で製造ラインを新設し、積層セラミックコンデンサ等の電子部品材料の生産能力を増強しました。

④ものづくり強化活動、環境活動、安全衛生活動、働き方改革と事業活動の一体化

全社横断組織を設け、製造・技術部門においては、安全・品質・生産における日常管理及び標準を維持する仕組みづくり、営業・開発・管理部門においては、標準化を通じた業務効率の向上に、それぞれ主体的に取り組むとともに、定期的な活動報告会などを通して情報を共有しています。コロナ禍においてもWeb会議等を活用し、これら諸活動を推進しました。

当期の業績

ノリタケグループの2020年度の連結売上高は前期比11.3%減少の1,070億円、連結経常利益は前期比29.0%減少の44億8千万円、親会社株主に帰属する当期純利益は28億6百万円となりました。

当期の期末配当につきましては、業績及び今後の事業環境、業績見通しを総合的に判断した結果、1株につき30円（中間配当と合わせて年間60円）とすることといたしました。株主の皆様には、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、ノリタケグループの事業別概況についてご報告申し上げます。

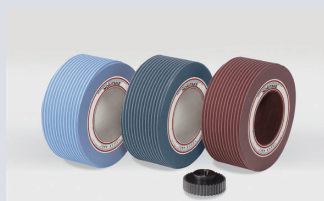
工業機材事業

主要製品

研削砥石、ダイヤモンド工具、CBN工具、研磨布紙、ドレッサ、研削・研磨関連商品（研削油剤等）

国内では、主要顧客である自動車、鉄鋼、ベアリング業界において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う大幅な生産調整の影響を受け、期末に向けて回復基調であったものの、売上げは減少しました。海外では、中国で経済活動の再開や需要回復を見込んだ生産増加の兆しがみられ、欧米や東南アジアで緩やかな回復が見られたものの、売上げは大きく減少しました。オフセット砥石などの汎用砥石も、国内外共に減少しました。

その結果、工業機材事業の連結売上高は、500億9千4百万円(前期比14.5%減少)となりました。



歯車研削用砥石「ギャエース」

売上高構成比率

46.8%

売上高 (百万円)

58,579

50,094

2020/3

2021/3

セラミック・マテリアル事業

主要製品

電子ペースト、厚膜回路基板、セラミックコア、触媒担体、転写紙、石膏、セラミック原料、電子部品材料、蛍光表示管及び同モジュール等

電子ペーストは、高速移動体通信用及びパソコン用電子部品の需要が堅調に推移したことにより、売上げは大きく増加しました。電子部品材料は、通信インフラ用が堅調に推移したことに加え、自動車用も回復したことから売上げは増加しました。厚膜回路基板は、顧客からの需要減の影響を受け売上げは大きく減少しました。石膏、触媒担体は、国内外共に減少しました。セラミックコアは、顧客の生産調整の影響を受け減少しました。セラミック原料、蛍光表示管は、いずれも大きく減少しました。

その結果、セラミック・マテリアル事業の連結売上高は、327億8千万円(前期比1.7%増加)となりました。

積層セラミック
コンデンサ用電子ペースト

売上高構成比率

30.6%

売上高 (百万円)

32,240

32,780

2020/3

2021/3

エンジニアリング事業

主要製品 高効率焼成炉・ローラーハースキルン、遠赤外線乾燥炉、混合攪拌装置（スタティックミキサー等）、クーラント濾過装置、超硬丸鋸切断機等

売上高構成比率
17.5%

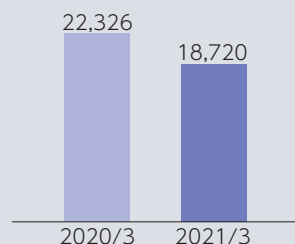
主力の乾燥炉及び焼成炉は、コロナ禍における装置の据付工事の延期及び設備投資の抑制により、売上げは減少しました。混合攪拌装置は、一般化学業界向けの受注が低調で売上げは減少しました。濾過装置は、ベアリング向けの大型装置の納入がありましたが、国内外とも需要が低調に推移し、売上げは減少しました。超硬丸鋸切断機は、国内外共に自動車・工作機械用の低迷により大きく減少しました。

その結果、エンジニアリング事業の連結売上高は、187億2千万円（前期比16.2%減少）となりました。



超硬丸鋸切断機「シンカットマスター」

■売上高（百万円）



食器事業

主要製品 陶磁器食器、その他食器関連商品、装飾・美術品等

売上高構成比率
5.1%

国内市場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、オンライン販売が増加したものの、エアライン、百貨店、ホテル・レストラン向けの販売がいずれも落ち込み、売上げは大きく減少しました。

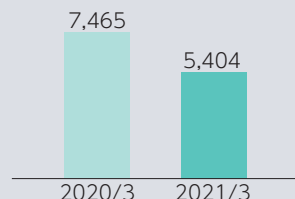
海外市場も、オンライン販売が増加したものの、米国では、大型専門店が休業した影響を受け減少し、その他の国・地域では、ホテル・レストラン及びエアライン向けがいずれも低迷し、全体でも減少となりました。

その結果、食器事業の連結売上高は、54億4百万円（前期比27.6%減少）となりました。



「花更紗」
雲形プレート&カップ

■売上高（百万円）



最後に、株式会社ノリタケカンパニーリミテド単独の第140期事業年度の経営成績についてご報告申し上げます。

当期の売上高は、583億9千5百万円（前期比12.7%減少）、経常利益は14億2千4百万円（前期比54.2%減少）、当期純利益は10億3千万円（前期比41.9%減少）となりました。

(2)設備投資等の状況

当連結会計年度におきまして実施した設備投資等は総額45億5千3百万円であり、その主なものは砥石製造設備及び電子部品材料製造設備であります。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達として記載すべき重要な事項はありません。

(4)対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、大きく変化しています。国内外で高まるカーボンニュートラルの流れを受けて、自動車の電動化や、製造・サービス・インフラ等、あらゆる分野での電子化・デジタル化がさらに加速し、自動車及び半導体・情報通信産業、その他関連する業界では設備投資環境が変化していくものと考えられます。これに加え、脱炭素と次世代通信などに関連した研究開発も活発化していくものと推測されます。

当社グループといたしましては、このような事業環境の変化を成長のチャンスと捉え、第11次中期経営計画の最終年度においても、次の3つの経営課題に「選択と集中の加速」を加え、引き続き取り組んでまいります。

- ①成長性と収益性の向上
- ②投資（M&A、設備、開発）の加速
- ③ESG（環境、社会、企業統治）への取り組み

次に、各事業別の取り組み課題について申し上げます。

工業機材事業

国内外の製造・販売拠点の整備によるグローバルな事業体制を構築してまいります。また、自動車の電動化や次世代の情報通信分野に対応した新技術・新商品開発を推進し拡販に努めます。さらに、ものづくり強化活動を通じて、生産性の向上や原価低減による収益改善に取り組みます。

セラミック・マテリアル事業

電子ペーストは、新設製造ラインによる生産能力の増強を図り、国内外の顧客におけるシェア拡大に取り組みます。電子部品材料は、積層セラミックコンデンサ用材料の生産能力増強と拡販、触媒担体は、次世代の製品開発に向けた性能改良を推進します。また、セラミックコアは収益改善を図ります。

エンジニアリング事業

乾燥炉や焼成炉は、電池材料分野及び電子部品分野への拡販に注力するほか、自動車分野での新商品開発を推進します。混合攪拌装置は医薬・化粧品分野への深耕、濾過装置は自動車分野での拡販に取り組みます。超硬丸鋸切断機は新素材用の開発と建築材料分野への拡販に取り組みます。

食器事業

国内では、オンラインサイトのリニューアルを実施しネット販売の強化を行います。また、百貨店向けの採算向上に取り組むとともに、ホテル・レストラン向けの拡販に注力いたします。海外では、米国販売子会社の売上げ回復、収支改善に引き続き取り組むとともに、中国市場での販売体制の見直しや、豪州・欧州向け新商品開発及び拡販に取り組みます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第137期 (自 2017.4. 1 至 2018.3.31)	第138期 (自 2018.4. 1 至 2019.3.31)	第139期 (自 2019.4. 1 至 2020.3.31)	第140期 (自 2020.4. 1 至 2021.3.31)
売上高	117,928	125,802	120,611	107,000
経常利益	6,992	9,764	6,312	4,480
親会社株主に帰属する当期純利益	13,432	9,707	3,415	2,806
1株当たり当期純利益	935円57銭	675円77銭	237円22銭	194円54銭
総資産額	156,283	151,773	145,923	154,905
純資産額	103,026	107,349	103,757	113,988
1株当たり純資産額	6,941円38銭	7,219円82銭	6,986円33銭	7,684円78銭

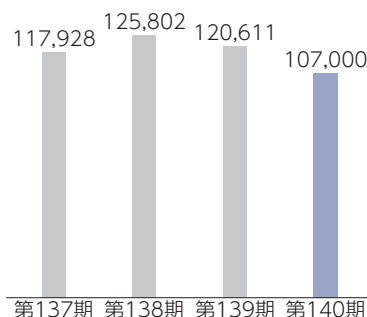
- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75947口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第138期連結会計年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第137期の総資産額は、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(ご参考)

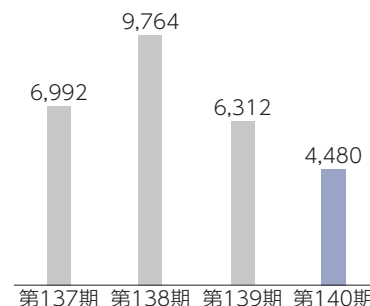
連結業績 ハイライト

Consolidated results highlight

売上高(単位:百万円)



経常利益(単位:百万円)



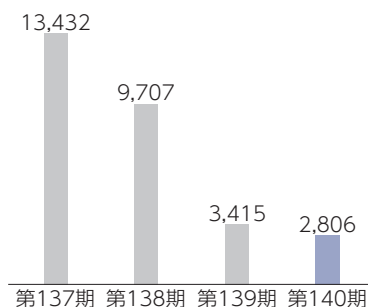
② 当社単独の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

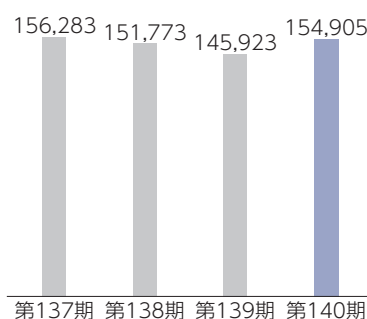
区分	第137期 (自 2017.4. 1 至 2018.3.31)	第138期 (自 2018.4. 1 至 2019.3.31)	第139期 (自 2019.4. 1 至 2020.3.31)	第140期 (自 2020.4. 1 至 2021.3.31)
売上高 (売上高に占める輸出割合)	66,240 (34%)	70,482 (35%)	66,897 (34%)	58,395 (36%)
経常利益	2,975	4,974	3,112	1,424
当期純利益	10,225	6,676	1,774	1,030
1株当たり当期純利益	712円20銭	464円79銭	123円27銭	71円45銭
総資産額	124,421	116,576	110,460	117,953
純資産額	72,949	75,610	72,272	78,989
1株当たり純資産額	5,083円59銭	5,261円73銭	5,015円65銭	5,472円25銭

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75947口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

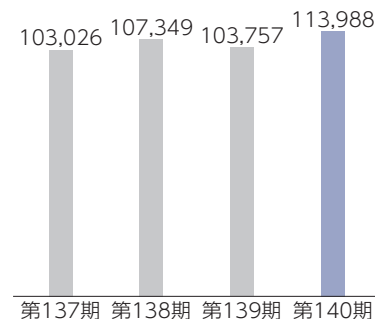
親会社株主に帰属する当期純利益(単位・百万円)



総資産(単位・百万円)



純資産(単位・百万円)



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
		%	
日本レヂボン株式会社	1,128百万円	75	砥石の製造販売
株式会社ノリタケコーテッド アブレーション	450百万円	100	研磨布紙の製造販売
株式会社ゼンノリタケ	50百万円	100	研削研磨製品の販売
共立マテリアル株式会社	2,387百万円	100	セラミック原料・電子部品材料の製造販売
ノリタケ伊勢電子株式会社	400百万円	100	電子部品の製造販売
株式会社ノリタケTCF	180百万円	100	工業炉の製造販売・メンテナンス
Noritake Co., Inc.	30,000千米ドル	100	当社製品の販売（米国）
Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited	405,175千スリランカ・ルピー	100	食器の製造（スリランカ）

(7) 主要な事業内容

事 業	主 な 製 品
工業機材	研削砥石、ダイヤモンド工具、CBN工具、研磨布紙、ドレッサ、研削・研磨関連商品（研削油剤等）
セラミック・マテリアル	電子ペースト、厚膜回路基板、セラミックコア、触媒担体、転写紙、石膏、セラミック原料、電子部品材料、蛍光表示管及び同モジュール等
エンジニアリング	高効率焼成炉ローラーハースキルン、遠赤外線乾燥炉、混合攪拌装置（スタティックミキサー等）、クーラント濾過装置、超硬丸鋸切断機等
食器	陶磁器食器、その他食器関連商品、装飾・美術品等

(8) 主要な営業所及び工場

①当 社		②子 会 社	
本社	名古屋市	日本レヂボン株式会社	大阪市、岐阜県飛騨市
三好事業所	愛知県みよし市	株式会社ノリタケコーテッド アブレーション	愛知県みよし市、石川県志賀町
夜須工場	福岡県筑前町	株式会社ゼンノリタケ	名古屋市、横浜市、大阪府摂津市
久留米工場	福岡県久留米市	共立マテリアル株式会社	名古屋市、三重県松阪市
神守工場	愛知県津島市	ノリタケ伊勢電子株式会社	三重県大紀町
松阪工場	三重県松阪市	株式会社ノリタケ T C F	愛知県刈谷市
港工場	名古屋市		
小牧工場	愛知県小牧市	Noritake Co., Inc. (米国)	ニュージャージー州フェアローン市、 オハイオ州メーソン市、 イリノイ州アーリントンハイツ市
伊万里工場	佐賀県伊万里市		
東京支社	東京都港区		
大阪支社	大阪府摂津市	Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited (スリランカ)	マータレ県マータレ市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業	就業従業員数	前連結会計年度末比増減	
工業機材	2,566名	減	51名
セラミック・マテリアル	875名	減	20名
エンジニアリング	254名	増	9名
食器	1,085名	減	56名
全社（共通）	249名	増	27名
合計	5,029名	減	91名

② 当社の従業員の状況

在籍従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,953名	増 23名	43.7才	20.6年

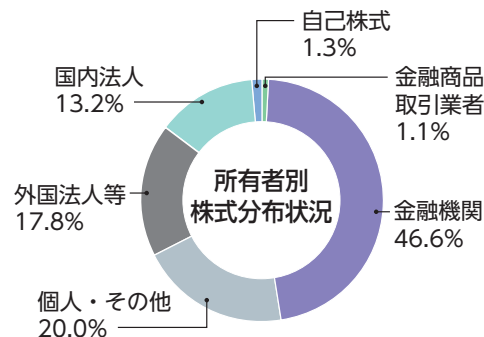
(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,502

百万円

2 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 39,750,000株
- ② 発行済株式の総数 14,842,849株
(含む自己株式 192,927株)
- ③ 株主数 10,242名
- ④ 大株主



株 主 名	持株数 千株	持株比率 %
明治安田生命保険相互会社	1,291	8.81
第一生命保険株式会社	1,041	7.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	914	6.24
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	569	3.89
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	567	3.87
ＴＯＴＯ株式会社	520	3.56
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	424	2.90
日本生命保険相互会社	384	2.62
ノリタケ取引先持株会	259	1.77
東京海上日動火災保険株式会社	218	1.49

(注) 持株比率は自己株式(192,927株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株式数 株	交付対象者数 名
取締役（社外取締役を除く）	16,428	1
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告 ③ 会社役員に関する事項 (4) 取締役及び監査役の報酬等 に記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小倉 忠	
代表取締役社長 執行役員	加藤 博	
取締役 専務執行役員	東山 明	工業機材事業本部長、営業本部長
取締役 執行役員	夫馬裕子	経営管理本部長
社外取締役	小森哲夫	ゼリア新薬工業株式会社 社外取締役
社外取締役	友添雅直	中部国際空港株式会社 相談役、株式会社豊田自動織機 社外監査役 ダイハツ工業株式会社 社外監査役、ホシザキ株式会社 社外取締役
常勤監査役	白石直之	
常勤監査役	左合澄人	
社外監査役	村田隆一	三菱UFJリース株式会社 特別顧問 近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 エーザイ株式会社 社外取締役
社外監査役	猿渡辰彦	日本金銭機械株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 小森哲夫、友添雅直の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役 村田隆一、猿渡辰彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 当期中の取締役・監査役の異動
取締役 小倉久也氏は任期満了により、2020年6月24日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
4. 監査役 村田隆一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 猿渡辰彦氏は、2020年6月25日付で日本金銭機械株式会社の社外取締役に選任され就任しております。
6. 三菱UFJリース株式会社は、日立キャピタル株式会社と2021年4月1日付で合併し、商号を三菱HCキャピタル株式会社に変更しております。

7. 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員は、以下の9名であります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
専務執行役員	洞口健一	日本レヂボン株式会社 取締役会長 株式会社ノリタケコーテッドアブレーション 代表取締役会長
常務執行役員	志手秀司	共立マテリアル株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	永田 滉	開発・技術本部長
常務執行役員	堀江雅彦	株式会社ノリタケコーテッドアブレーション 代表取締役社長
常務執行役員	寄田 浩	セラミック・マテリアル事業本部長、セラミックス事業部長
常務執行役員	岡部 信	工業機材事業本部 営業本部 副本部長
執行役員	前田智朗	エンジニアリング事業部長、株式会社ノリタケTCF 代表取締役社長
執行役員	鵜飼直之	工業機材事業本部 製造本部長
執行役員	村居浩之	日本レヂボン株式会社 代表取締役社長

8. 当社は、執行役員待遇制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員待遇は、以下の4名であります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員待遇	市川賢一	セラミック・マテリアル事業本部 電子ペースト事業部長
執行役員待遇	中村吉雅	経営管理本部 副本部長、財務部長
執行役員待遇	水口宗成	食器事業部長、Noritake Co., Inc. 社長 Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited 会長
執行役員待遇	吉田和正	工業機材事業本部 技術本部長

9. 2021年4月1日付で、次のとおり取締役、執行役員及び執行役員待遇の異動がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 専務執行役員	東山 明	工業機材事業本部長
常務執行役員	寄田 浩	セラミック・マテリアル事業本部長
常務執行役員	岡部 信	工業機材事業本部 営業本部長
執行役員待遇	吉田和正	経営管理本部 秘書室付
執行役員待遇（新任）	近藤朋治	工業機材事業本部 技術本部長
執行役員待遇（新任）	加藤真示	セラミック・マテリアル事業本部 セラミックス事業部長 セラミックス事業部営業部長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の役員等（取締役、監査役、執行役員、管理職従業員等）であり、これにより、役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について決議し、定めております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、独立社外役員を過半数として構成される指名・報酬委員会が、原案について当該決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会はその答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 月額固定報酬に関する方針

当社の取締役の報酬は、「月額固定報酬」及び「業績連動型株式報酬」で構成されております。「月額固定報酬」は、指名・報酬委員会において、報酬制度に関する基本方針や、役割及び職責に相応しい役位別の報酬金額の妥当性に関して審議を行い、その結果を取締役会へ答申することで合理性並びに透明性を確保し、1990年6月28日開催の第109回定時株主総会で承認された範囲内において、取締役会で決定しております。

社外取締役につきましては、独立した立場から経営を監督する役割を考慮し、「月額固定報酬」のみとしております。

監査役の報酬につきましては、「月額固定報酬」のみであり、1990年6月28日開催の第109回定時株主総会で承認された範囲内において、監査役の協議によって決定しております。

b. 業績連動型株式報酬に関する方針

「業績連動型株式報酬」は、株式交付規程に基づき、中長期的な企業価値と株主価値の向上を意識した経営へのインセンティブを付与するため、中期経営計画に基づき設定される各事業年度の企業業績目標（連結売上高、連結営業利益等）の達成度等に応じて決定しております。また、報酬水準は、基準として設定される企業業績目標（連結売上高、連結営業利益等）の達成度等に対応する水準を100%として、0%から150%の範囲で変動します。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標（連結売上高1,070億円、連結営業利益25億円等）に対応する報酬水準は50%でした。

交付状況は2 会社の株式に関する事項⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 に記載のとおりです。

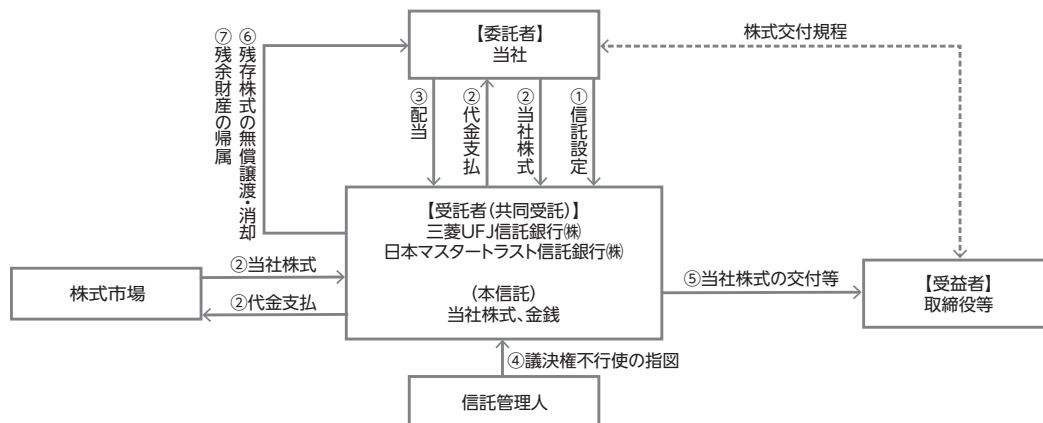
業績連動型株式報酬制度の詳細は、次のとおりです。

当社は、2016年6月29日開催の第135回定時株主総会決議に基づき、社外取締役以外の取締役及び所定の要件を満たす執行役員（以下「取締役等」という）を対象に、取締役等の報酬と当社の企業業績及び株式価値を連動させることで、取締役等に対して当社の中長期的な企業価値と株主価値の向上を意識した経営へのインセンティブを付与することを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入いたしました。

本制度においては、当社が拠出した金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、各事業年度の企業業績目標の達成度に応じて、取締役等の退任時に当社株式の交付及び当社株式の換価処分相当額の金銭の給付が行われます。

当初の制度対象期間は2017年3月31日で終了する事業年度から2019年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度で設定しました。当該期間満了後も、3事業年度ごとの新たな制度対象期間の設定及び信託期間の延長を行い、本制度を継続できるものとしており、2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度で新たに制度対象期間を設定し、本制度を継続しております。

イ. 業績連動型株式報酬制度の仕組み



- ① 当社は、株主総会の承認決議の範囲内で金銭を拠出し（注１）、所定の受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という）を設定します。
- ② 本信託は、信託管理人の指図に従い、①で信託された金銭を用いて、株主総会で承認を受けた範囲内で当社株式を当社（第三者割当による自己株式処分）または株式市場から取得します。（注２）
- ③ 本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の株式と同様に行われます。
- ④ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、信託期間中、取締役等に対して、各事業年度の企業業績目標の達成度等に応じてポイントの付与または没収が行われ、付与されたポイントは累積されます。所定の受益者要件を満たす取締役等は、退任時に、当該取締役等が保有するポイントに応じて、当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。
- ⑥ 信託の終了時、本信託内に残存する当社株式は、株式の消却を行うことを条件として、当社へ無償譲渡されます。また、本信託内に残存する金銭は、所定の受益者要件を満たし受益者となる者へ分配されます。
- ⑦ 信託の清算に際して、残余財産は、信託への拠出金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属します。

(注) １．本信託に拠出する金銭の上限額 ３事業年度の制度対象期間ごとに600百万円
２．本信託が取得する当社株式数の上限 ３事業年度の制度対象期間ごとに300千株

ロ. 取締役等に取得させる予定の株式の総数

310,000株

なお、上記株式数には、前対象期間（2017年３月期から2019年３月期）及び当対象期間（2020年３月期から2021年３月期）で権利確定した205,813株を含んでおります。

ハ. 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役等のうち受益者要件を満たす者

c. 報酬等の割合に関する方針

「月額固定報酬」と「業績連動型株式報酬」の比率については、中長期的な業績の安定と企業価値及び株主価値の向上を重視し、業績に連動する「業績連動型株式報酬」の割合が過度にならないように設定しております。

d. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の月額固定報酬の限度額は、1990年6月28日開催の第109回定時株主総会において、月額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、22名です。また、業績連動型株式報酬の額は、本制度の導入を決定した2016年6月29日開催の第135回定時株主総会において、月額固定報酬とは別枠で、当初の制度対象期間（2017年3月31日で終了する事業年度から2019年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）について信託金の上限額を600百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の本制度の対象となる社外取締役以外の取締役及び所定の要件を満たす執行役員の員数は、取締役は7名、執行役員（取締役を兼務しない者）は8名です。

監査役の月額固定報酬の限度額は、1990年6月28日開催の第109回定時株主総会において、月額6百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		金銭報酬	非金銭報酬	
		月額固定報酬	業績連動型株式報酬	
	百万円	百万円	百万円	名
取締役 (うち社外取締役)	227 (19)	201 (19)	26 (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	60 (19)	60 (19)	— (—)	4 (2)

(注) 1. 上記には、2020年6月24日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 業績連動型株式報酬の額は、当事業年度に費用計上した役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

氏名	取締役会等への出席状況	発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
小森哲夫	取締役会：13回／13回（100%） 指名・報酬委員会：2回／2回（100%）	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において、取締役の指名、報酬について、積極的に意見を述べ、委員としての役割を果たしております。
友添雅直	取締役会：13回／13回（100%） 指名・報酬委員会：2回／2回（100%）	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において、取締役の指名、報酬について、積極的に意見を述べ、委員としての役割を果たしております。

・社外監査役

氏名	取締役会等への出席状況	発言状況
村田隆一	取締役会：12回／13回（92.3%） 監査役会：11回／12回（91.7%）	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社のガバナンス体制や財務等に関する助言・提言を行っております。
猿渡辰彦	取締役会：13回／13回（100%） 監査役会：12回／12回（100%）	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社のガバナンス体制や業務の効率性に関する助言・提言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称又は氏名

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬

..... 67百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

..... 91百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちNoritake Lanka Porcelain (Private) Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額が適切であるかについて、検証いたしました。また、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認める場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合の他、当社監査役会は、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

(最終改定 2020年4月23日)

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、取締役はこれらを遵守します。
2. 取締役会規程及び決裁規程を定め、法令及び定款に定める重要事項の決定並びに業務執行の監督のために、取締役会を開催するとともに、経営会議及び各種委員会等の会議体を開催します。
3. 取締役会の監督機能の強化、意思決定の透明性を高めるとともに、経営全般についての様々な助言・提言を得るため、社外取締役を複数招聘します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書等の重要な情報を法令や会社規定に従い適切に保存及び管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1. 法令違反に基づく不祥事又は事故、災害等の発生により企業価値を損なうような危機に直面した時に、可能な限り損失を低減し重大な影響を受けることなく事業を継続することができるよう危機管理規程を制定し、危機発生時には直ちに対策本部を設置し対応します。
2. 大規模地震や火災等への防災対策に係る規程を定め、防災教育・訓練を実施するとともに、災害発生時の従業員の行動基準を明確にし、従業員の安全と被害の軽減を図ります。
3. 事業運営上のリスクについては、事業計画や予算、設備投資計画等、重要な事項の決裁の過程において、総合的に検討・分析を行って、これを回避・予防します。
4. コンプライアンス、品質、環境、人事労務、安全衛生等に関する個別リスクについては、経営会議や各種委員会でリスクの把握と未然防止を図ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 原則月1回開催する定時取締役会に加え、決裁規程に定められた重要な事項については、原則週1回開催される経営会議において慎重かつ迅速な経営判断を行います。
2. 執行役員及び執行役員待遇制度を導入し、業務執行における迅速な意思決定と責任の明確化を図ります。
3. 中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画につき、その浸透を図る会議体を年2回開催します。また、実績及び年度事業計画の進捗の確認と情報共有を図る会議体を四半期毎に開催します。
4. 決裁規程や職務権限、職務分掌等組織に関する規程を定め、権限委譲を行い、業務執行の効率化を図ります。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、これらの周知徹底を図ります。
2. コンプライアンス委員会を設置し、所定の組織毎に企業倫理管理責任者及びコンプライアンス担当者を配置することにより、コンプライアンス違反の未然防止対策の実施と継続的なコンプライアンス遵守体制の強化のための活動を推進します。
3. 業務や業態もしくは使用人の資格に応じたコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
4. 社内及び社外に専用窓口を設けた内部通報制度を整備し、不祥事の未然防止及び早期発見を図ります。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを「行動基準」として徹底します。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の営業成績及び財務状況については、定期的に当社への報告を義務づけます。重要な子会社については、当社の経営会議や取締役会における報告を義務づけます。
2. 子会社における経営上の重要事項については、当社及び子会社の会社規定によって、当社の事前承認や当社への報告を義務づけます。
3. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」の周知及び遵守の推進を図るために、子会社もコンプライアンス委員会の活動に参加するとともに、子会社の取締役及び使用人は当社が社内外に設ける内部通報窓口を利用できるものとします。
4. 中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画の浸透を図るために年2回開催する会議体と、年度事業計画の実績や進捗の確認と情報共有を図るために四半期毎に開催する会議体は、子会社の責任者も出席して開催します。
5. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制規程を定め、内部監査部門により、当社及び子会社において内部統制の整備及び運用状況について継続的にモニタリングを行います。
6. 子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役、監査役もしくは使用人がそれぞれ1名以上就任し、業務執行を管理・監督します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じて取締役から独立した専属の従業員を置くものとします。
2. 当該使用人は、当社及び子会社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令に従います。
3. 当該使用人の人事異動、人事考課については、監査役会の事前同意を要するものとします。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、重要な決裁書類を監査役の閲覧に供するとともに、監査役に対して定期的に業務及び財産の状況を報告するほか、監査役の要請に応じて業務執行に関する事項の報告を行います。
2. 当社及び子会社の内部通報窓口はコンプライアンス委員会事務局に設置されております。事務局は、当社及び子会社の取締役及び使用人からの内部通報の状況について監査役に対して定期的に報告します。
3. 経営会議や各種委員会には、監査役が出席します。
4. 監査役へ報告したことを理由とする不利益な処遇は一切行いません。

⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が弁護士、公認会計士等独自の外部専門家を任用することを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役会は、常勤監査役2名と、当社と利害関係のない社外監査役2名の合計4名で構成され、取締役の職務執行を監査するものとします。また、会計監査につきましては、会計監査人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものとします。
2. 代表取締役は、監査役との相互の意思疎通を図るための定期的な会合を持つこととします。
3. 内部監査部門は、監査役に対して内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行体制について

当事業年度の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当事業年度は13回開催し、各議案の審議、業務執行状況の報告について活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しました。

当社は執行権限の委譲と執行責任の明確化を目的に執行役員及び執行役員待遇制度を導入し、取締役会による決定を要しない業務執行のうち、一定の重要な事項については、社内取締役及び社長が指名する執行役員及び執行役員待遇で構成され、原則週1回開催される経営会議の審議を経て決定しており、慎重かつ迅速な意思決定を行っております。また、コンプライアンス委員会、ものづくり強化委員会、環境委員会、人事政策委員会、安全衛生委員会等の各種委員会を開催し、それぞれの目的事項に関する審議と情報共有や意見交換を行いました。

なお、取締役の職務執行に係る文書等の重要な情報は、法令や会社規定に従い適切に保存及び管理しております。

② リスク管理体制について

危機管理規程に基づく体制を構築し、子会社を含めた各部署間の連携を通じて、危機につながる情報を早期に収集し、法令に違反した不祥事又は事故、災害等の企業価値を損なうような不測の危機に備えております。特に大規模地震や火災等における防災対策については、防災教育・訓練を実施するとともに、災害発生時の従業員の行動基準を周知しております。また、コンプライアンス、品質、環境、人事労務、安全衛生等に関する個別のリスクについては、経営会議やコンプライアンス委員会、ものづくり強化委員会、環境委員会、人事政策委員会、安全衛生委員会等の各種委員会の中でリスクの把握と対応を行いました。

③ コンプライアンス体制について

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、当社及び子会社において、「ノリタケグループ企業倫理綱領」に定めた「倫理規範」及び「行動基準」を遵守して職務を遂行することを、コンプライアンス研修や社内報等により周知し、コンプライアンス意識の向上を図っております。当事業年度においては2回開催し、コンプライアンス活動に関する年度計画を決定し、関連事項の報告を受けました。

事業本部・事業部及び子会社に配置された企業倫理管理責任者及びコンプライアンス担当者は、コンプライアンス違反の未然防止対策の実施と継続的なコンプライアンス遵守体制の強化に努めております。また、内部通報制度に関する規程に基づき内部通報制度を運用しており、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。

なお、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした姿勢で対応しております。

④ 子会社管理体制について

子会社の取締役は、各社の営業成績及び財務状況について、定期的に当社への報告を行っております。また、その他重要事項については、その都度、当社の事前承認の取得や当社への報告を行いました。

子会社におけるコンプライアンスに関する取り組みの状況は、③に記載のとおりです。

中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画の浸透を図るため、事業本部・事業部及び子会社の責任者が出席する会議を1回開催しました。また、四半期毎に実績及び年度事業計画の進捗確認と見直しを行っております。

監査役及び内部監査部門は子会社に対し、内部統制の整備及び運用状況について、財務報告に係る内部統制規程に基づき継続的に内部監査を実施しており、子会社の業務の適正性を確保しております。

また、子会社の取締役又は監査役に就任した当社の取締役、監査役及び使用人は、取締役会への出席を通して子会社の業務執行を管理・監督しました。

⑤ 監査役の監査体制について

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。当事業年度においては12回開催し、監査に関する重要な事項について、協議・決議を行いました。

また、取締役会への出席や重要な決裁書類の閲覧を行うとともに、常勤監査役が経営会議やその他重要会議へ出席し、さらに当社並びに子会社の取締役及び使用人からの業務執行に関する報告の聴取等を通じて、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

常勤監査役はコンプライアンス委員会への出席により、またコンプライアンス委員会事務局からの報告を受け、内部通報状況や当社において発生しうるリスクについての認識を共有しました。

さらに、代表取締役、会計監査人並びに内部監査部門と緊密に連携し、監査の実効性の向上を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針として位置付け、長期にわたる安定的な配当を継続することを基本とし、業績・財務体質、今後の事業展開などを総合的に判断して成果の配分を行うこととしています。また、内部留保金につきましては、将来ノリタケグループの柱となるべき新技術・新商品を生み出す開発投資や成長分野への継続的な事業展開のための投資に活用してまいります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

1 連結貸借対照表 [2021年3月31日現在]

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	65,058	流動負債	29,816
現金及び預金	12,262	支払手形及び買掛金	8,291
受取手形及び売掛金	27,005	電子記録債務	7,122
電子記録債権	3,724	短期借入金	6,983
商品及び製品	9,226	1年内返済予定の長期借入金	9
仕掛品	5,929	未払費用	1,904
原材料及び貯蔵品	5,144	未払法人税等	897
その他	1,807	賞与引当金	1,544
貸倒引当金	△42	設備関係支払手形	99
		営業外電子記録債務	379
		その他	2,583
固定資産	89,847	固定負債	11,101
有形固定資産	44,930	長期借入金	905
建物及び構築物	18,201	繰延税金負債	7,282
機械装置及び運搬具	9,304	役員退職慰労引当金	291
土地	12,902	役員株式給付引当金	271
建設仮勘定	1,170	退職給付に係る負債	1,657
その他	3,353	その他	691
無形固定資産	1,424	負債合計	40,917
投資その他の資産	43,492	純 資 産 の 部	
投資有価証券	39,953	株主資本	97,423
退職給付に係る資産	2,455	資本金	15,632
繰延税金資産	593	資本剰余金	18,560
その他	607	利益剰余金	64,388
貸倒引当金	△117	自己株式	△1,158
		その他の包括利益累計額	13,502
		その他有価証券評価差額金	15,946
		為替換算調整勘定	△3,788
		退職給付に係る調整累計額	1,344
		非支配株主持分	3,061
資産合計	154,905	純資産合計	113,988
		負債純資産合計	154,905

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 連結損益計算書 [自 2020年4月1日 至 2021年3月31日]

(単位：百万円)

売上高		107,000
売上原価		80,327
売上総利益		26,673
販売費及び一般管理費		24,115
営業利益		2,557
営業外収益		2,169
受取利息及び配当金	717	
受取賃貸料	472	
為替差益	56	
持分法投資利益	708	
売電収入	81	
その他	133	
営業外費用		246
支払利息	26	
固定資産賃貸費用	156	
売電費用	34	
その他	29	
経常利益		4,480
特別利益		182
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	163	
特別損失		566
固定資産処分損	110	
減損損失	305	
事業構造改善費用	149	
その他	0	
税金等調整前当期純利益		4,096
法人税、住民税及び事業税	1,166	
法人税等調整額	78	1,245
当期純利益		2,850
非支配株主に帰属する当期純利益		43
親会社株主に帰属する当期純利益		2,806

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」は当社ウェブサイト (<https://www.noritake.co.jp/company/ir/>) に掲載しております。

1 貸借対照表 [2021年3月31日現在]

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	32,778	流動負債	32,457
現金及び預金	3,853	支払手形	819
受取手形	1,132	買掛金	3,190
売掛金	15,275	電子記録債務	4,455
電子記録債権	2,455	短期借入金	19,455
商品及び製品	2,715	リース債務	26
仕掛品	3,872	未払金	876
原材料及び貯蔵品	2,007	未払費用	1,320
短期貸付金	577	未払法人税等	190
その他	890	賞与引当金	1,030
貸倒引当金	△1	資産除去債務	17
		設備関係支払手形	37
		営業外電子記録債務	331
		その他	706
固定資産	85,175	固定負債	6,505
有形固定資産	25,560	長期借入金	900
建物	11,079	リース債務	43
窯	811	繰延税金負債	5,106
機械及び装置	4,362	役員株式給付引当金	271
車両運搬具	0	その他	185
工具、器具及び備品	644		
土地	8,298	負債合計	38,963
リース資産	64	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	300	株主資本	65,039
無形固定資産	678	資本金	15,632
ソフトウェア	656	資本剰余金	18,925
電話加入権	6	資本準備金	18,810
その他	16	その他資本剰余金	114
投資その他の資産	58,936	利益剰余金	31,639
投資有価証券	29,694	利益準備金	3,479
関係会社株式及び出資金	28,303	その他利益剰余金	28,160
出資金及び長期貸付金	911	固定資産圧縮積立金	12
その他	500	繰越利益剰余金	28,147
貸倒引当金	△473	自己株式	△1,158
		評価・換算差額等	13,950
		その他有価証券評価差額金	13,950
資産合計	117,953	純資産合計	78,989
		負債純資産合計	117,953

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書 [自 2020年4月1日 至 2021年3月31日]

(単位：百万円)

売上高		58,395
売上原価		45,663
売上総利益		12,732
販売費及び一般管理費		13,479
営業損失		747
営業外収益		2,435
受取利息及び配当金	1,773	
その他	661	
営業外費用		262
支払利息	21	
その他	241	
経常利益		1,424
特別利益		163
投資有価証券売却益	163	
特別損失		559
固定資産処分損	84	
関係会社貸倒引当金繰入額	370	
事業構造改善費用	104	
その他	0	
税引前当期純利益		1,029
法人税、住民税及び事業税	54	
法人税等調整額	△56	△1
当期純利益		1,030

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は当社ウェブサイト (<https://www.noritake.co.jp/company/ir/>) に掲載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社ノリタケカンパニーリミテド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷浩之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中野孝哉 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノリタケカンパニーリミテドの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノリタケカンパニーリミテド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社ノリタケカンパニーリミテド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷浩之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野孝哉 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノリタケカンパニーリミテドの2020年4月1日から2021年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が主要な子会社の監査役を兼務しその取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用状況を監視及び検証いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）について報告を受け、さらに公益社団法人日本監査役協会公表の改訂版「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に掲げられた評価基準項目及び関連する確認・留意すべき事項に従った説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築・運用への取り組みは相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

株式会社ノリタケカンパニーリミテド 監査役会

常勤監査役 白石直之 ㊟

常勤監査役 左合澄人 ㊟

社外監査役 村田隆一 ㊟

社外監査役 猿渡辰彦 ㊟

以上

株式事務のお取り扱いについて

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 電子公告の掲載アドレスは次のとおりです。 https://www.noritake.co.jp/koukoku/
定時株主総会の基準日	3月31日
剰余金の配当基準日	期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
単元未満株式の買取・買増手数料	無料

株式に関する手続きについて

■ 特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	● 特別口座から一般口座への振替請求 ● 単元未満株式の買取（買増）請求 ● 住所・氏名等のご変更 ● 特別口座の残高照会 ● 配当金の受領方法の指定※	● 郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ● 支払期限経過後の配当金に関するご照会 ● 株式事務に関する一般的なお問合せ
お問合せ先	特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 0120-232-711（通話料無料） 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ● インターネットによるダウンロード https://www.tr.mufg.jp/daikou/	株主名簿管理人

※特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

■ 証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	● 郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ● 支払期間経過後の配当金に関するご照会 ● 株式事務に関する一般的なお問合せ	● 左記以外のお手続き、ご照会等
お問合せ先	株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	口座を開設されている 証券会社等にお問合せください。

■ 少額投資非課税口座（NISA口座）における配当等のお受け取りについて

新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関（証券会社等）を通じて配当等を受け取る方式である「株式数比例配分方式」をお選びいただく必要がございます。

ご所有の株式のうち、特別口座に記録された株式をお持ちの株主様は「株式数比例配分方式」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。

■ 株式に関するマイナンバー制度のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主様からお取引のある証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

世界初 ガス燃焼式リチウムイオン電池電極材用連続焼成炉の販売開始

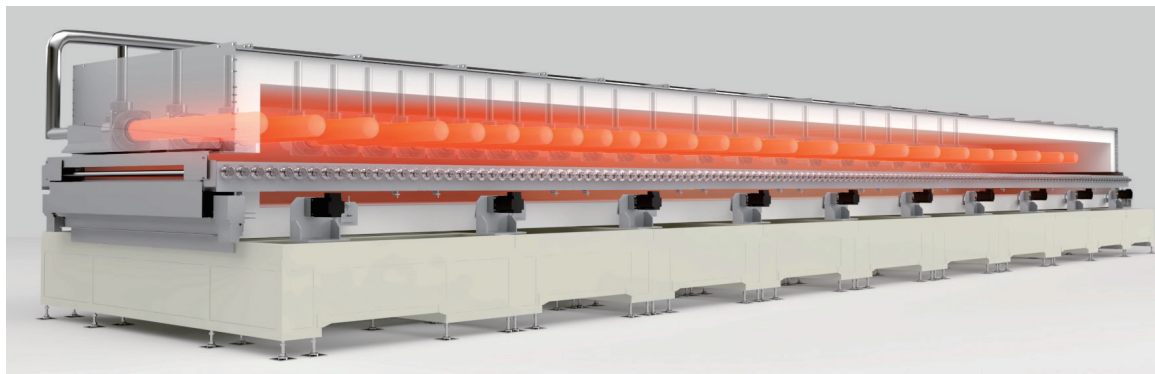
近年需要が拡大しているリチウムイオン電池（LiB）の電極材の焼成工程において、ガス燃焼式は電気加熱式と比べ、エネルギーコストが低減できる一方、炉内温度のばらつき、耐久性などが課題でした。

当社は、これらの課題を解決するため、東京ガス株式会社及び東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社と共同で「ガス燃焼式リチウムイオン電池電極材用連続焼成炉」を開発し、販売を開始いたしました。

お客様のニーズに合わせた加熱炉の選択が可能となりました。

【世界初のガス燃焼式リチウムイオン電池電極材用連続焼成炉（C-SERT-RHK）】

耐熱・耐蝕性能の高い特殊セラミックを発熱体としてバーナーに採用しており、LiB電極材の製造工程で求められる高温（1000℃以上）で安定した熱処理が可能となうえ、電気加熱炉と比べ最大約40%のエネルギーコストの削減が可能です。



TOPICS 2

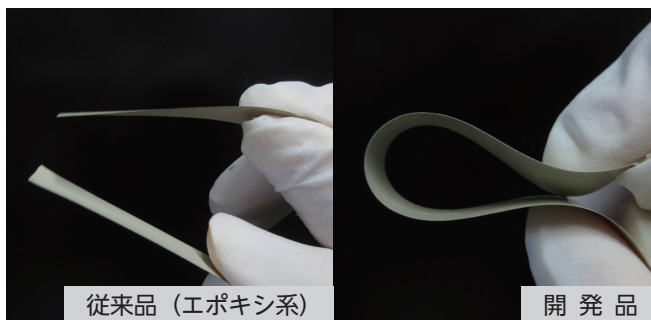
200℃を超える耐熱性と柔軟性を両立！ 電子部品用導電性樹脂銀ペースト開発

近年、電子デバイスは高機能化に伴い、部分的な温度上昇が問題となっています。特に、電気自動車（EV）の部品などに用いられる次世代パワー半導体※は 200℃に達することもあり、その周辺部品（積層セラミックコンデンサやインダクタなど）と接合する結線材の一般的な耐熱温度は 150℃から 180℃のため、耐熱性が課題でした。また、使用する場所、形状の自由度を高めるため、衝撃や振動に強い柔軟性も求められていました。

当社は、食器の加飾に使用する金・銀液を作る技術を生かし、金属に樹脂を混合させることで 200℃を超える温度にも耐えられ、柔軟性も併せ持つ結線用導電樹脂銀ペーストを開発しました。

曲げても割れないため、使う場所や形状の自由度が高いという利点を生かし商品化を進めてまいります。

※パワー半導体：交流を直流に変換したり、電圧を変えて電気を使用する目的に応じて電源（電力）の抑制や供給を行う電子部品。従来は、シリコン製でしたが、次世代パワー半導体は、電子の損失が小さいSiC（炭化ケイ素）やGaN（窒化ガリウム）製です。電子機器のさらなる小型化や高効率化が期待されています。



▲従来品との柔軟性比較（試験：200℃以上で10時間焼成）

MEMO

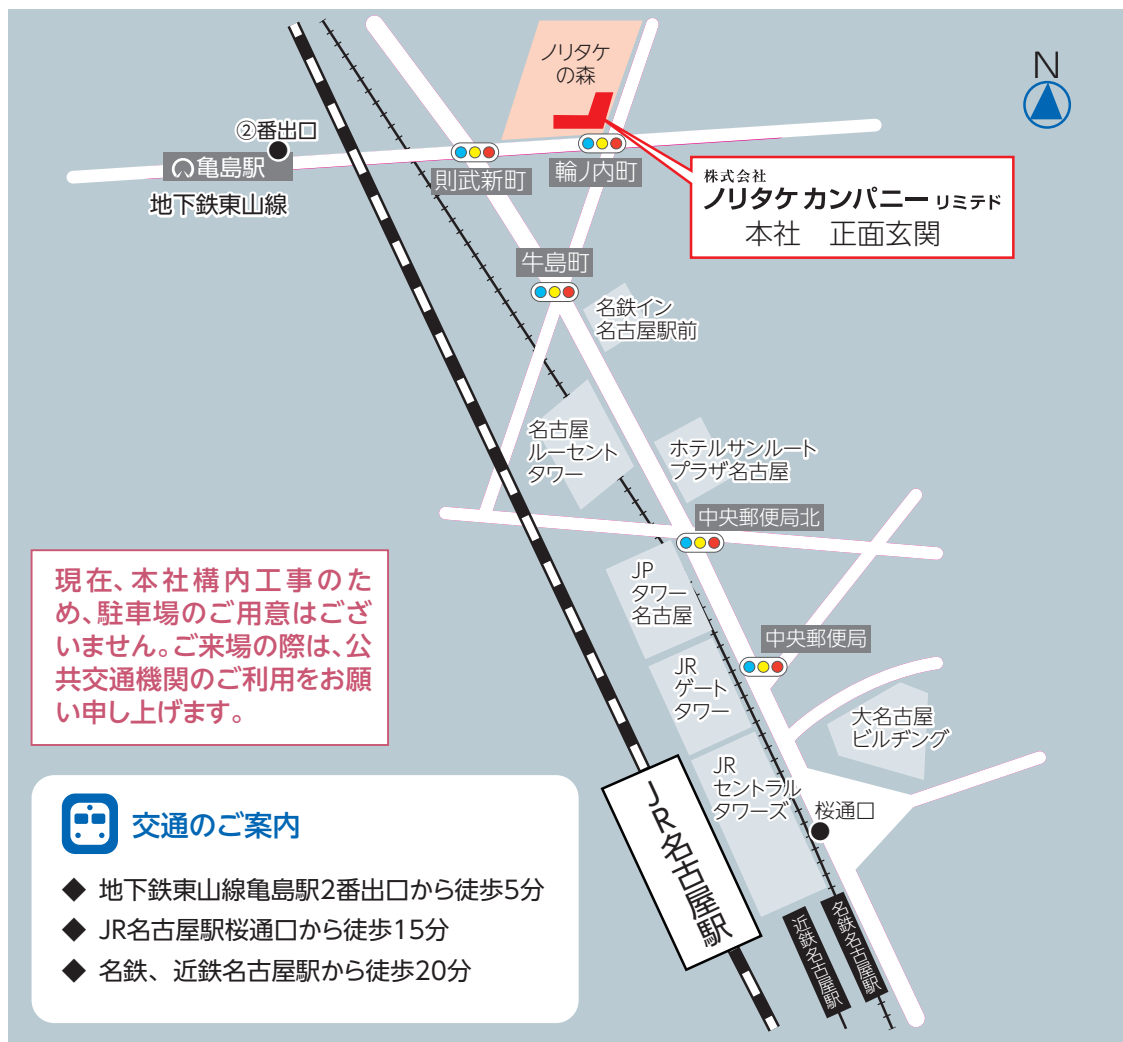
MEMO

株主総会会場ご案内図

株主総会会場

名古屋市西区則武新町三丁目1番36号 本社

電話(052)561-7111



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、書面またはインターネット等による議決権の事前行使をご活用いただき、株主総会へのご来場につきましては、慎重にご検討のうえ、ご判断くださいますようお願い申し上げます。